

大野市空き家等の適正管理に関する条例

(平成24年9月21日条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全な状態 建物その他の工作物が、老朽化、強風、積雪等により倒壊するおそれがある状態、建築材等が飛散若しくは剥落するおそれがある状態又は落雪のおそれがある危険な状態であって、人の生命、身体若しくは財産に被害を与えるおそれがある状態又は不特定者の侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれがある状態をいう。
- (3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と隣人その他当該空き家等が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第5条 市民は、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第4条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等について、実態調査を行うことができる。

(助言、指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の実態調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、当該空き家等の適正な管理のために必要な措置について、助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときには、当該空き家等の所有者等に対し、当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第8条 市長は、所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は当該空き家等が著しく管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、第7条第2項の規定による勧告又は前条の規定による命令を行うため、必要な限度において、当該職員に必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第10条 市長は、所有者等に対して第8条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に第6条から前条までの規定による調査、助言、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために、必要な協力を要請することができる。

(代執行)

第12条 市長は、命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。